

令和3年度 第4回
武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

令和3年10月5日（火）
武蔵野市役所 全員協議会室（7階）

令和3年度 第4回 武蔵野市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時：令和3年10月5日（火） 午後1時30分から3時15分まで

会 場：全員協議会室（7階）

出席者：

*委員 16名

生駒 耕示 （被保険者代表）

日名子 英男 （被保険者代表）

今井 孝一 （被保険者代表）

北山 富久子 （被保険者代表）

伊藤 直樹 （被保険者代表）

長谷川 ひとみ（医療機関代表）

藤田 進彦 （医療機関代表）

西澤 英三 （医療機関代表）

川崎 泰一郎（医療機関代表）

大野 あつ子 （公益代表）

ひがし まり子（公益代表）

内山 さとこ （公益代表）

橋本 しげき （公益代表）

西園寺 みきこ（公益代表）

西塚 裕行 （保険者代表）

匂坂 仁 （保険者代表）

*事務局

健康福祉部 保健医療担当部長

保険年金課長

国保年金係長

資格・給付担当係長

財務部納税課長

納税課納税係長（課長補佐）

欠席者：

*委員 1名

飯川 和智 (医療機関代表)

【会長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和3年度第4回国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

本運営協議会は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ武蔵野市国民健康保険条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ会議を開くことができないとされております。本日は16名の委員にご出席をいただき、会議は成立しておりますので、進めさせていただきます。

初めに、傍聴についてお諮りいたします。定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ないものと認めます。

(傍聴者：なし)

次に、会議録の署名委員を決めたいと思います。

(会議録署名委員決定)

それでは、日程に入ります前に、去る9月10日に、市長に答申文をお渡しいたしましたので、ご報告いたします。

答申文につきましては、第3回の運営協議会の終了後、会長代行と精査の上、趣旨を明確にするため、また、語句の正確性を期するため、一部加筆・修正をいたしました。お手元に答申文について配付させていただきましたので、ご確認いただきたいと思います。

加筆・修正した部分について、5点を説明させていただきます。

まず、「記」書き以下のところですが、6行目のところ、「計画全体の」という

言葉を補いました。それから、その次の行にも、「長期にわたる」という言葉を補っております。これは、「実績の検証をする猶予がなかった」というのは計画全体のことですので、「計画全体の」。そして、「長期にわたる」という言葉を補いましたのは、8年から16年という期間になりましたので、その旨を明確にするために補っております。

そして、同じ「長期にわたる」の後のところの「決算補填等を目的とする法定外繰入の1人当たりの削減額」と、ちょっと長めの言葉になっておりますが、これは、皆さんにご確認したときは「税額」という言葉にしておりましたが、これは正確性を期するために、このような言葉に置き換えました。

また、言葉の置き換え、正確性を期した点で言いますと、次のパラグラフの冒頭に、「今後の税率等の改定」とございます、この「税率等の改定」、最初は「税額の改定」だったのですが、正しくは「税率等の改定」ですので、こちらも言葉を正確なものに置き換えております。

なお、その前の「実効性に疑問が残る」というふうに結んでおりますところは、当初は、「せざるを得ない」というような、少々厳しいトーンでありましたので、会長代行とも協議しまして、「疑問が残る」という言い方にとどめています。

加筆・修正した部分は以上の5か所でございますが、特にご質問やご意見はよろしいですか。

(質問、意見等：なし)

それでは、その旨、ご了承ください。前回の答申について、皆さんに確認させていただきました。

それでは、日程に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

議題(1) 報告事項「第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画(令和3年度改定版)について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【会長】 ただいまの「計画」の説明につきまして、ご質問、ご意見ある方、挙手をお願いいたします。

(質問、意見等なし)

それでは、「計画」につきましては、今の説明のとおり、何点かの修正をしたと
いうことでございます。

続いて、次の議題に移ってもよろしいですか。

それでは、続きまして、議題の(2)諮問事項「令和4年度の武蔵野市国民健康
保険税の税率等について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】 資料2～5までに基つきまして説明をいただきました。

皆様から、ただいまの説明について質問、ご意見のある方、挙手をお願いいた
します。

【委員】 説明をありがとうございました。資料1のところを質問するのを忘れてまし
た。21ページです。

【会長】 「計画」のほうですか。

【委員】 言い忘れましてので、21ページのデータヘルスの件が書いてあります。これは、
本省に連絡をとって、新たなデータヘルス計画については政府のほうでやるとい
うことは聞きましたが、要は、このデータヘルス計画というものが、投入してい
る予算に対して、どのような効果が上がっているのかということが知りたい。そ
れが1つ。

それから、資料2で言いますと、「横出し」という表現が使われていますが、こ
れは具体的にはどういうことを言うのか、というのを教えてください。

最後になりますが、当面の話ではなくて今後の話ですが、我々前期高齢者が後
期高齢者になるときは、こういう財政健全化では済まなくなります。むしろ安定
的にこの制度をどうやって活用するか、つまり今の考え方で進んでいくと、ひた

すら赤字を補填することになります。しかし、それでは間に合いません。今後、安定的にこの制度を活用し、市民が不安を持たないようにする観点で、そろそろ準備しないと、このままでやると絶えず赤字補填、赤字補填になって、国家はご存じのとおり大幅な赤字、東京都も地方債を出して赤字を今繰入れているわけです。

ですから、今のテーマはいいです、財政健全化で。ただし、2年後ぐらいには、このテーマでは間に合わなくなりますので、どうぞ、そこは準備をお願いしたい。以上、3点でございました。

【事務局】 3点、ご質問をいただきました。

まず、データヘルス計画の効果ですが、こちらにつきましては、国でも今、事業効果について測っているところでございます。ただ、現場で、昨年度中間評価をご報告はさせていただいておりますが、非常に評価が難しいところがあります。それは、保健事業によって健康になるというのが、すぐに結果が見えるものでもないということと、因果関係がどこにあるのかというのが非常に捉えづらい。計画に基づいてやったから効果があるのか、個人のそもそもの発意でやったのかというのは、混然としてわからないところがあります。

こちらにつきましては、どういう形での評価がいいのかということも含めて、あとは国の動向等も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

質問の2点目の「横出し」についてでございますが、こちらにつきましては、要は国が設計をした制度に対して、それを踏まえた上で市独自の制度を追加する。その市の追加部分について「横出し」という言い方をしております。

今回の子育て減免で言いますと、国の制度は、対象が未就学児までということになります。既存の武蔵野市の今年度行っております制度については、18歳以下のお子さんを対象にしている。そういう意味では、小学生以上から、いわゆる高校生年齢までの方が市の制度の対象になっているということでございます。

国の制度として未就学児を対象とする制度が新たにできるということで、就学児年齢、学校に通っている小学生の年齢から高校生年齢の方までを対象とするよう市の多子減免についての制度を改定して、国の施策と調整をつけるために制度を改定するというところでございます。

【委員】 それだと、対象を広げるという意味ですか。

【事務局】 そのとおりです。国の制度ですと、未就学児まで、それを市の制度として就学児から高校生までを対象として、市の制度を追加することになります。

【委員】 多分、新しい委員あるいは新しい市議は、今の説明ではわかりづらいと思いますから、どこか注記で、例えばこれが触れているのが資料2の17ページですから、どこかに書いておけば、非常にわかりやすいと思います。

【事務局】 わかりやすい形での表記は工夫してまいりたいと思います。基本、17ページに記載している部分が、実際の市の対象となる制度の部分の説明になります。これに、左にあるような形、15ページにあるような形で、国の制度に合わせて、制度としてあるということでございます。

あと、ご質問いただいたもう一点目といたしましては、健全化のあり方、いつまでも赤字繰入金を入れているわけにはいかないというご意見でございますが、まさにその部分が非常に大きな問題と考えております。

武蔵野市は、おおむね10億円程度の赤字繰入金を入れる中で国保の財政を運営しているところでございますが、平成30年度に国保の大きな見直しが行われまして、各市区町村、赤字削減の取り組みを加速しているようなところでございます。今回の諮問文のところにも記載がございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法についての国会審議等でも、「赤字削減」ということが非常に大きな課題として取り上げられ、この中でも都道府県の国保の運営方針というものの中で、その赤字削減の取り組みを記載するような形で求められてきているところでございます。

赤字につきましても、国保の財政に一般の市民の方の税金も含めて繰り入れて、それで運営しているという形になりますので、そういう部分をどう是正していくかという部分も、一つの大きな課題かなと思っておるところでございます。以上でございます。

【会長】 よろしいでしょうか、3点のご質問ですけれども。

【委員】 ありがとうございます。今、はやりの言葉で言えば、「サステナブルな制度」としない限り、一貫して赤字を埋めるということになりますから、ぜひともその次の時代に備えた素案は検討していただきたいというのが趣旨でございました。

【会 長】 ほかにどなたか、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【委 員】 ありがとうございます。国保の財政の安定化と赤字解消のために税率を引き上げるといのは、それは仕方がないと思うし、やらなければいけないと思いますけれども、資料4の、モデルケースⅡの40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯というところ、このケースが多分一番厳しい世帯なのかなという気がして、この④の世帯所得300万、⑤の400万というところが軽減がないということで、現行との差が1万9,900円と2万4,900円となっています。資料3の世帯数を見ても、やはりここが世帯数も一番多いということなので、こういうところは、やはりフォローすべきではないかなと思いますが、このことについてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

【事 務 局】 今回、武蔵野市が横出しをする子育て減免に関しての所得の基準として、「所得400万円以下」としておりますのは、やはりこの世帯がきついだらうということを考えて、市として配慮を行った形になります。

【委 員】 結果として、現行との差が、それ以下の、247万円以下の世帯の部分と比べると、軽減がないということで、実際の金額ベースで見たときに、現行との差が結構厳しいかなという感じがしたので、その辺、軽減した上での、子育て減免も含めたということで軽減されているということなのかどうかということも含めて確認したかったのですが。

【事 務 局】 こちらの記載している内容につきましては、軽減した上での金額の差となります。

【委 員】 わかりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問ありますでしょうか。

【委 員】 ありがとうございます。今ご質問があった件で、ちょっと確認ですけれども、このモデルケースの中で「世帯所得（給与所得）」という書き方で書いていただいていますけれども、先ほどの子育て世帯400万円という、資料2の14ページあたりから書いていただいているのは、「所得」という書き方で、所得が400万円以下ということになっていますけれども、この市の子育て減免の「所得」というのは、「給与所得」のことなのか「世帯所得」のことなのかというところを確認させてください。

今ご指摘されていたⅡ番モデルケースの夫婦で子どもが2人という4人世帯の世帯所得は300万円だけれども、給与所得になると430万円になってしまうので、この市の所得400万円に、給与所得だと引かかかってしまって、それで「軽減なし」ということになるのかなというふうに見たのですが、この「軽減なし」という意味は、400万円を超えているから軽減なしという理解でよろしいのかというところを、まず確認1点です。

あと、モデルケース——本当にいつも丁寧に作っていただいております。わかりやすく、どういうパターンだとどういふふうになるのかというのがよくわかると思うんですが、ただ、これらのⅠ番、Ⅱ番、Ⅲ番というところの人数のボリュームが、ちょっとわかりにくいかなと思って、いろいろ資料を見させていただいたのですが、9月1日の会議のときに、所得階層別の世帯人数も出していただいている、今一番人数のボリュームが大きいというんでしょうか、こういう（資料を提示）グラフを出していただいている、ここのグラフの飛び出ているところが人数のボリュームが大きいのかなと思うんですけども、その世帯所得が100万～400万円ぐらいのところが一番人数が多くなっているのかなと見受けられます。

それで、その方々の世帯が、大体1人～2人のところが多くて、子育て世帯は、もうちょっと後ろのところなのか、この資料だけではわからないのですが、その一番人数のボリュームの多い世帯というのが、資料3の「所得階層別課税影響額試算」では、今回、税率改正で平均して5,000円程度上がるという税率改正になっている。その5,000円の範囲、前後に人数が多いボリュームが来ているのかなというふうには理解するのですが、人数の固まっているところと、税額が上がってしまう痛税感があるところ、一番その影響が大きいところというのは、どういう家族構成というんですか、モデルケースⅠ、Ⅱ、Ⅲと示していただきましたけれども、これのどのところが一番痛税感が強いのかというところをどういふふうにお考えなのか、まず、その2点をお願いします。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。1点目の子育て減免について、所得の考え方を説明させていただきます。

まず、資料4、モデルケースⅡ、2ページをご覧ください。資料の表記が複雑

で大変申し訳ないところですが、①、②、③というような形で所得区分を分けているところを見ていただくと、「世帯所得」という表現と、「給与収入」つまり給与所得ではなくて給与収入です。という表現で分けさせていただいています。一般的には、感覚的には「給与収入」のほうが、実際に入ってくる世帯の収入としてイメージしやすいと思うのですが、所得というのは、収入から源泉徴収分を引いた後の課税の対象となっている部分という形になります。つまり給与収入 98 万円で、所得に換算すると 43 万円になりますというような表記になりますね。

また、資料 2 の子育て世帯の所得のところは「400 万円以下」と表記させていただいているこの「所得」というのは、いわゆる世帯の所得のことを指しますので、資料 4 のモデルケースⅡの⑤にある「世帯所得 400 万円」というところは、給与収入は 555 万円ですが、所得は 400 万円なので、子育て減免がかかることとなります。

括弧書きで「(軽減なし)」と書かせていただいているのは、低所得者軽減のことを指します。ちょっとわかりづらくて申し訳ないのですが、①、②、③は、(7割軽減)、(5割軽減)、(2割軽減)と書かせていただいております、これは低所得者軽減を指します。(軽減なし)と書いてあるのは、低所得者軽減はかかっておりませんということなのですが、モデルケースⅡの中に、どれが子育て減免がかかっているかという表記はしておりませんでしたので、ご指摘のとおり、ちょっとわかりにくい資料であったかと思えます。申し訳ありませんでした。⑤までが子育て減免がかかっています。

2 番目のご質問ですが、今回の税率改定で、まず一番影響が大きい世帯の所得階層はどこになるかというのは、今回お示しさせていただいた資料 3 で書かせていただいているところの、先ほど資料の説明でもお伝えさせていただいたとおり、1 人当たり平均課税額の差額が 1 万 1,207 円になる所得 900 万円ぐらいの世帯のところの影響が一番大きい形になります。

その世帯が何世帯ぐらい、武蔵野市内の国保でいるかというのが、資料 3 の左側、2 番目の列に「該当数」とありますが、800 万円～900 万円の世帯というのは、人数としては 417 名、世帯としては 261 世帯。これが今回最も税率改定の影

響を受ける世帯と考えられます。

先ほど委員からもお話がありましたように、モデルケースⅡのような介護も発生しているような、つまり40歳～64歳までのご年齢の方に関しては、介護分も国保としては上乗せしてかかるような形になりますので、どうしても保険税については上がってくるというのがあります。さらに、子どもがたくさんいれば、子どもごとに均等割額が発生しますので、人数が多ければ多いほど国保税というのにかかるような形になっております。

所得が高い世帯に関しては限度額が設定されておりますので、一定の所得を超えてくると、それ以上は、どれだけ所得が高くても上がらない形になりますので、今回の、例えば税率は改定していても、所得がとて大きい方は、税率が幾ら上がっても限度額が改定されない限りは税額は変わらないことになりますので、所得は大きいけれども、限度額に達していないような世帯が、一番税額、税率改定の影響を受ける世帯と考えております。以上になります。

【委員】 ありがとうございます。子どもの減免のことはよくわかりました。

それでは、一番影響が大きい900万円までということですかね、それが、前回の世帯人数の表でいきますと、1人世帯が165人、2人世帯が58人、3人世帯が21人、4人世帯が17人と書かれているので、比較的1人、2人の世帯が多いので、この層は、子育てというよりも単身とか夫婦でいらっしゃる方が多いのかなというふうにも思うんですけども、その辺は、国保の事務局でわかるのかどうか、家族構成というのわかるのかどうかわからないのですが、それでも3人世帯が21人、4人世帯が17人と、複数家族を抱えていらっしゃる家庭もあるということで、その人たちにとっては、例えば高校生や大学生などを抱えていると、非常に負担感が大きなものとなっていくと思いますし、前回の令和2年の税率改正のときも、やはり先ほどご説明にもあったとおり限度額がかかっているので、この世帯に非常に大きな負担がかかってきたのかなと思うんですけども、この世帯に対する支援というのは、どういうふう考えられているのか、1点お伺いいたします。

次に、ただ、今回非常に、これまで最高の税率の上げ幅になっているんですが、こちらの表で示していただいた、資料2の4、5、6で示していただいて、今年

度、令和4年度は5,000円程度上げないと、前からのマイナス分があるから急に上がってしまうことになるのでということで、そこから逆算して税率が出ているんだと思うんですけども、例えば武蔵野市が、これまでの予定どおり5,000円ではなくて、計画では4,500円だったんだから4,500円で据え置くというようなことをしてしまった場合、その赤字との乖離をそのままにしようとかということになると、国や都から何らかのペナルティーが来てしまうのかというのは、何かその辺の、国や都も年度ごとに次々にいろいろなことを出してくるので予測が付きにくいことかもしれないのですが、やはり赤字を埋める方向で、このように追いついていかないとペナルティーが生じてしまうのかということをお伺いいたします。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。1点目の所得階層ごとの世帯人数の割合ですが、一般的に皆さんご存じいただいているかと思いますが、武蔵野市の国保の世帯は1人世帯がとても多いです。全体の50%を超える世帯が1人世帯になっています。

そのうち、所得階層900万円ぐらいの世帯というのは、1人世帯の割合は60%ぐらいになるので、平均よりも少し多い形にはなっています。

一方で、子育て世帯の平均所得というふうに考えると、国保の平均所得よりも、やはり高いところになってきますので、子育て世帯のほうが人数も多いし所得も高いというのが、武蔵野市の国保全体の特徴というか傾向ではあります。

こういった世帯に対する具体的な支援というのは、前回の子育て減免も、そもそも創設するときに所得基準をどうするかという議論でもお話しいただいたと思いますけれども、国でもともと実施している低所得者軽減、これは2割軽減、5割軽減、7割軽減という均等割を軽減するもので、所得ではなくて均等割なので、人数が多いほど、そこに関する軽減が働いてくるような形になるんですが、これを実現できるような所得階層、低い階層を超えたところで、低所得者軽減はかからないけれども所得が高所得ではないところをカバーするために、今回の子育て減免の所得基準を400万円としました。

その低所得者軽減の2割軽減という、軽減が割合として一番低い所得を超えたところに基準を持ってくるというのが市の独自減免でやっていく意義だと

思っているところで制度設計をさせていただいているというのが、具体的な対応として今お話しできることとなります。

2点目の、いわゆる5,000円ではなくて4,500円を今回の改定額とした場合に、国や都からペナルティーがあるかどうかについてですけれども、具体的なペナルティーという形に当てはまるかどうかというのはありますが、保険者努力支援制度という、いわゆる市の取り組みについて評価をして、国や都からの交付金が決まってくるような制度があるんですけれども、目標を設定しているかどうかというところも、もちろんその点数にかかわってくるんですが、単年度で目標をちゃんと達成できているかどうかとか、そういったところも評価のところになります。

実際、その引き上げが実績で、決算で幾らだったのかというのは、毎年、都を通じて国に報告しているところでありまして、その報告に基づいて保険者努力支援制度の点数が評価されています。点数が低い、目標を達成できていなかったりすると、点数が取れないどころかマイナスになったりして、それは、実際に国や都から入ってくるお金が減りますので、ペナルティーという意味では、そういったところはございます。

【委員】 ありがとうございます。上げていかないと、なかなか補助も得られないということですね。理解しました。

最後に、税率の考え方をどうしていくかということで、これまでも何度か質疑をさせていただきましたけれども、先ほどの資料1の「計画」の中の15ページに、私たちが解消していかなければいけない決算補填等目的の、いわゆる赤字繰入という部分ですけれども、これは、28年からの数字しかないのですが、30年に急に1億5,000万円上がっていて、それまでは8億円、9億円ぐらいで推移していたのが、バンと上がって、そのままずっと10億円程度で来ているという状況ですけれども、この辺の部分が、22ページのところに、先ほどあった30年から令和元年に至ったところで1人当たりの赤字額が2,204円増加したことで、今回4,500円ではなく5,000円、3回に分けて5,000円ですよという話なのだと思いますけれども、この平成30年というのは、いわゆる国保の制度が広域化されて、東京都の管轄になって大きな東京都のお財布の中で考えなければいけなくなったところで2億円上がっている、1億5,000万ですか、上がっているというこ

とで、そのままあまり下がらない。

このことから言うと、やはり広域化をしたことによって、比較的収入が多いとか所得の高い方が多い武蔵野市は、やはり応益という意味では多くの負担を東京都の中でしなくてはならなくなったのではないかなというふうに、15 ページの数値からは見えてくるんですけども、その辺については、市としてはどういうふうにお考えなのかということと、今回の数字の出し方ですと、様々計算をして、市が東京都に払わなければいけない金額を払って、その差し引きをした結果、これだけ足りないから、その部分を赤字補填するための、それを埋めていかなければいけないという計算の結果、出ていることで、計画的に3%、4%、5%と上げていくというものではなくて、決算の結果、こうなるよというような数字だと思いますけれども、このままこの考え方を続けていくと、結局、東京都が、武蔵野市もっとこれだけ負担してくださいねと言ってきた場合に、今は、今回の改定率が4.16%ですけども、これが5%、6%と結果としてになってしまう場合というのは、どういうふうに考えられているのか。

やはり上限を決めて、5%以上はちょっと無理だよねとか、計算の結果、こういう税率になりますでは、将来的にどういう税率になるか予測もつきませんし、激変緩和という意味では、ちょっと違うのかなというふうにも思いますけれども、税率の決め方、東京都の関係の中での税率の決め方は、この考え方で、これからも続けていくということによろしいのでしょうか。

東京都の、よくわからない大きなお財布の中ではじき出された額を武蔵野市が負担するというのが、何か不可解と言いますか、私としてすっきりいかない、ずっと何回かこの会議をやっていますけれども、「そこはわからないんですよね」で終わってしまっているの、まあわからないのかもしれない、東京都が決められていることなので。

そのようなところではあるとは思いますが、そこは、東京都と何らかの話し合いをして、ある程度透明にしていかないと、税率を上げます、というときに、例えば900万円世帯の人に、また2年おきに1万円ずつ上がるのかということに対して説明がつかないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

【会 長】 なかなか武蔵野市単独ではどうにもならないような事柄が山積しているようで

ありますが。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。納付金の算定や税率の改定の考え方について、これまで何度かご質問いただいていたのに、明確な回答ができていなくて、大変申し訳ありませんでした。

おっしゃっていただいたとおり、事業費納付金、東京都に納めなければいけない額の計算というのは、口頭で説明するのは、やや難しいところではあるのですが、計算方法としては明示されております。例えば一番最初におっしゃっていただいた所得が高ければ、という部分ですが、一概に所得が高いと言っても、例えば2億円、3億円、4億円の世帯の人たちがいるのと、900万円の世帯がたくさんいるのとでは状況が違っておまして、単純に所得だけで計算しているのではなく、課税上限額というのを国の基準、都の基準で決めた後に、上限額を超える部分の所得というのは一旦切り捨てた上で、上限額以下の所得について、その自治体の所得として計算に入れたりとかという処理はしております。つまり、例えば武蔵野市で10億円を超える世帯の人が多かったとして、その高い所得がそのまま納付金の計算に影響してくるかということ、一概にはそうとも言えません。所得が高い自治体ほど損なのかどうかは、そういった状況によります。

さらに、これまでもご説明させていただいたとおり所得だけではなくて、例えば医療費の水準も加味されています。医療費の水準も前年だけではなくて過去を含めて見るような形で算定されているため、単年度において減ったからといって、それによってすぐ納付金が変わるというものではないということが言えます。東京都としての所得係数、医療費係数というのを算出して、それに基づいて納付金等を算出していきます。

一方で、それではこの後、税率改定をどういうふうと考えていけばいいのか、基準が示せていないという部分についてですけれども、ここに関しては東京都、国から、いわゆる「標準保険料率」という事業費納付金を納めるために、その自治体で幾ら税率を上げなければいけないのかというのは示されているところで、基本的には、その標準保険料率を目指していくというところではあるかと思えます。その計算上は、この税率にすれば税収で事業費納付金は賄えますよというところで、武蔵野市は、その標準保険料率よりも税率としては大分低いところであ

りますので、その部分、足りない部分を一般会計から繰入れている。繰り入れている部分についての法定外繰入の決算補填目的については、赤字として定義されているので、それを削減するために計画を策定しているところになります。

確かに市が1人当たりの赤字削減目標を立てて、それに対して税率を幾ら上げていくかというのは武蔵野市のやり方なので、それが目安としてわかりづらい部分かもしれませんが、国や都からは、目指すべき標準保険料率は示されております。

【事務局】 今、申しあげましたとおり、こちらとしてなかなかうまく説明できていないのは、非常に申し訳ない話ではありますが、一定の考え方の中で納付金等は決められているところでございます。

また、標準保険料率という部分も、この間、国保の事業に関しては、「持続可能な制度にするために」という国の考えのもと、例えばより広域化するだとか、保険料率をその地域内で統一していくだとか、そういうような考え方も出ております。

また、赤字繰入金についても、基本的には削減をしていくことが基本的な考え方として、この間の議論でも出てきているところでございます。

取組を進めるとしても、急激に負担を上げるとするのは、やはり負担感としてはあまりよろしくないという意味で、ただ、少なくとも武蔵野市の他自治体との比較における現状において、どう段階的にご負担をしていただいて、この制度自体を持続可能なものにしていくかというところは、大きな論点かなと考えておるところでございます。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 お時間が、あと10分程度になってしまっていますが、ほかにご質問ありますか。

【委員】 1つは、先ほどから世帯収入400万円というのがありましたが、仮にその子どもか誰かがコロナにかかった場合は、国民健康保険としては、何を——ここに書いてあればいいんですが、どんなところで支援ができるのかというのが1点。

それから2点目は、直接は関係ないですが、今、イトーヨーカドーの売場でワ

クチンをした方へのノートというのは売っています。それは、ワクチン接種した方への一部の商店街での割引とか。これは、直接は保健所がデジタル庁のほうでアプリなんかでスマホに入れるはずですが、申し訳ない、そちらには関係ないですが、要はワクチンを2度打ったことによるメリットを事務局としても何らかの方法を考えているかという2点だけでございます。

【会長】 事務局で回答ができる部分があればお答えいただけますか。その後、取り扱いについてお諮りしたいと思っております。

【事務局】 コロナの支援ということは、国保上は、通常の医療費給付という形での対応になるかと思っています。

ワクチンを打ったことに対する支援というのは、国等で様々検討されておるところでございますので、それを踏まえて、国保というよりは国なり都、市なりの考え方でやっていく形になるかなと思っております。

【会長】 まだ、質問をされたい方もいらっしゃるかもしれませんが、お時間も迫ってまいりましたので、本日の諮問事項について、取り扱いをいかがいたしましょうか。

暫時休憩をさせていただきますか、それとも継続してご質問やご意見を伺うということもありますけれども、どうぞ。

【会長代行】 本日の時間が迫っていますので、それで、取り扱いという点について発言したいと思っておりますけれども、今回、計画が改定されたもとの、その改定ということで、計画の一定の修正が、今後どのように、実行していく上で、今回の税率等の改定で出ている数字との関係で、どれだけそれが実効性があるのかという問題があると思っております。

それから、答申で、今日、前回の答申のペーパーを配っていただいているんですけども、下から2段目の段落のところに、「今後の税率等の改定に当たっては、計画を踏まえ、社会情勢の変化や実績を総合的勘案し、慎重に議論を行うべきである。」という文言が入っているように、やはり大きな負担増になる所得階層もありますので、慎重な審議が必要だろうという点もあります。

それから、私自身も幾つかたまたましたいことがあるのですが、今日は時間の関係でできておりませんので、そういうこと全体を含めて、もう一回この会議の時間

をとっていただいて、「継続」ということではいかがかと思ひます。

やはり先ほどもあったように、1万円以上の負担の世帯が発生し、それが2年ごとにそういう負担増になっていくことになる、ということになるのかということ、もう少し慎重に考える必要があるかなと思ひますので、「継続」を提案したいと思ひます。

【会長】 ご自身の質疑も行いたい旨ありまして、「継続」をしてということでご提案がありました、皆様ほかに取り扱いについてご意見はありますか。もしないようでしたら、大変お忙しい中、恐縮ではありますけれども、また次回に結論を出せるよう協議を行いたいと思ひます。

(取扱等意見：なし)

それでは、その他ご意見等がないようですので、本日のところは協議が途中ということで、今回の諮問事項については「継続」の審議とさせていただきたいと思ひます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、次回の会議につきまして、事務局より日程を調整の上、ご案内をさせていただきますと思ひますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようによろしくお願ひいたします。以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。

続きまして、議題(3)の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【事務局】 今、会長からお話いただきましたように、次回日程につきましては、別途また調整をさせていただきます、開催につきましては、決定後、ご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは皆様、日程調整等、ご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —